## 新潟都市計画 地区計画の変更 (新潟市決定)

都市計画小新梅田地区地区計画を次のように変更する。

	名	称	小新梅田地区地区計画	
	位置		新潟市西区小新南1丁目の一部、同区小新南2丁目の一部	
	面	積	約30.4ヘクタール	
区域の整備・	地区計画の目標		本地区は、新潟市中心部から南西約8キロメートルに位置しており、国道116 号新潟西バイパス小新インターチェンジに接し、交通利便性の高い住宅地及び商業 業務地としての立地条件に恵まれている地区である。 また、土地区画整理事業により道路、公園、下水道等の公共施設の一体的な整備 が予定されている。 このため、地区計画を策定し、健全で利便性の高い住宅市街地の形成を図るとと もに、インターチェンジ周辺にふさわしい適正な土地利用の配置を行うことを目標 とする。	
	土地利用の方針		地区の北側は、周辺土地利用に配慮した低層住宅地の形成を基本とし、中央部においては店舗、事務所などの沿道サービス型施設の立地にも対処し、緑豊かでゆとりある土地利用の促進を図る。 また、国道116号新潟西バイパス沿線及び小新インターチェンジ周辺地区は、環境面に配慮した商業・業務系施設の立地を主体とした土地利用の促進を図る。	
目目	地区施設の整備方針		土地区画整理事業により整備される道路、公園等の維持、保全に努める。	
開発及び保全の方針	建築物等の整備の方針		1. A地区 低層住宅地としての良好な環境の形成及び保全のため、建築物の用途、敷地面積 の最低限度、高さの最高限度、壁面の位置及びかき又はさくの構造について適切な 規制誘導を行う。 2. B地区 居住環境に配慮しながら利便性の高い土地利用を図ることとし、良好な環境の形 成及び保全のため、建築物の用途、敷地面積の最低限度、高さの最高限度、壁面の 位置及びかき又はさくの構造について適切な規制誘導を行う。 3. C地区 都市計画道路沿線であることから、幹線道路にふさわしい利便性の高い土地利用 を図ることとし、良好な環境の形成及び保全のため建築物の用途、敷地面積の最低 限度、壁面の位置及びかき又はさくの構造について適切な規制誘導を行う。 4. D地区 国道116号新潟西バイパス小新インターチェンジに接することから、商業・業 務機能を主体とした土地利用の促進を図るとともに周辺環境に配慮し、調和のとれ た市街地環境の形成及び保全のため、建築物の用途、壁面の位置及びかき又はさく の構造について適切な規制誘導を行う。	

	地		A LILET	D III	C like	D III II
	区の	区分の名称	A地区	B地区	C地区	D地区
	区分	区分の面積	約9.2ヘクタール	約2.1ヘクタール	約11.9~クタール	約7.2ヘクタール
			次に掲げる建築物以外は建築してはな		次に掲げる建築物は建築してはなら	
			らない。		ない。	
			(1) 建築基準法別	(1) 建築基準法別表	(1) 建築基準法別	(1) 建築基準法別
			表第二(ろ)項	第二(は)項第1	表第二(に)項	表第二(い)項
			に掲げるもの	号から第 4 号ま	第 4 号に掲げ	第1号から第4
			(2) 自動車車庫	で及び第6号、第	るもの	号まで及び第6
			(2階以上の	7 号に掲げるも	(2) 建築基準法別	号、第7号に掲
			部分にあるも	の	表第二(へ)項	げるもの
			のを除く)で、	(2) 店舗、飲食店、	第 5 号に掲げ	(2) 建築基準法別
			床面積の合計	事務所(3階以上	るもの	表第二(に)項
Lef.	建		が300平方	の部分をその用	(3) 畜舎	第 4 号に掲げ
地	築		メートル以内	途に供するもの		るもの
区	物		のもの	を除く)で、床面		(3) 建築基準法別
整	等			積の合計が15		表第二(へ)項
備	·	建築物の		00平方メート		第 5 号に掲げ
	に	用途の制限		ル以内のもの		るもの
計	関			(3) 建築基準法施行		(4) 建築基準法別
画	す			令第 130 条の 9		表第二(り)項
	る			第1項の表(2)項		第 2 号に掲げ
				及び(3)項に掲げ		るもの
	事			る危険物をそれ		(5) 畜舎
	項			ぞれ同表準住居		(6) ナイトクラ
				地域欄に規定す		ブ、ダンスホー
				る数量以下を貯		ルその他これ
				蔵するもの		らに類するも
				(4) 前各号の建築物		0
				に附属するもの		
				(建築基準法施		
				行令第 130 条の 5		
				の 5 に規定する		
				ものを除く)		

			. 14	_ 14	~ Id -	- 14	
	地區	区の区分の名称	A地区	B地区	C地区	D地区	
	建	建築物の敷地 面積の最低限 度	165平方メートル		200平方メートル		
			ただし、次に掲げるものはこの限りでない。				
			(1) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要				
			な建築物の敷地				
			(2) 土地区画整理事	F業の換地処分により	生ずる土地で、同一人		
			が使用し又は収	益することができるホ	権利を有している連続		
			したすべての土	地を165平方メート	トル(C地区について		
ыь	築		は200平方メ	ートル)以上ごとにタ	分割して生じた残りの		
地	物等		土地				
区			(3) 土地区画整理事業の換地処分により生ずる一筆の土地				
整		建築物の高さ	10メートル 15メートル				
備	に	の最高限度					
計	関	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界線から1.5メートル以上、				
画	す		隣地境界線から1.0メートル以上離さなければならない。				
I IEI	る		ただし、次の各号に掲げるもので軒の高さが2.3メートル以下のものについ				
	事項		ては、当該各号の規定による。				
			(1) 自動車車庫、物置その他これに類するものについては、道路境界線から1.				
			0メートル以上、隣地境界線から0.5メートル以上				
			(2) 自動車車庫で透視可能なものについては、道路境界線から0.5メートル以				
			上、隣地境界線からの制限は適用しない。				
		かき又はさく の構造の制限	道路に面するかき又はさくの構造は生垣とする。				
			ただし、高さを道路面より1.0メートル以下としたもの、又は網状その他こ				
			れに類する形状であるものとした場合はこの限りでない。				
			TOTAL DID TO COLOR DIE TOTAL DIE TOT				

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

